

## 相模原市立あじさい会館の指定管理者公募に向けたサウンディング型市場調査実施要領

### 1 サウンディング型市場調査の実施に当たって

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定している事業の検討に当たって、民間事業者（企業・NPO法人等）から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施する調査です。

### 2 調査の目的

相模原市立あじさい会館（南分室・緑分室含む）の管理運営に当たっては、令和5年度に次期指定管理者の公募を予定していることから、施設の今後の管理運営に関し民間事業者の皆様からご意見を伺い、市民サービスの向上を図るため調査を実施するものです。

### 3 調査の概要

事業名	相模原市立あじさい会館管理運営事業
対象施設	相模原市立あじさい会館（南分室・緑分室含む）
対話内容	令和5年度に実施予定の指定管理者の公募に向けて、 1 施設の管理運営に関すること 2 地域に貢献できる事業等に関すること 3 その他 についてご意見をお聞かせください。
対象者	事業主体となる可能性がある団体又はそれらを構成員とするグループ等

### 4 実施スケジュール

内容	実施時期
対話実施の公表	令和4年8月15日（月）
事前説明会の開催	令和4年9月9日（金）午前10時から11時まで
対話参加の申込み	令和4年8月15日（月）から9月16日（金）まで
資料提出（任意）	対話実施日の3営業日前まで
対話の実施	令和4年10月3日（月）から10月7日（金）まで
結果の公表	令和4年11月（予定）

### 5 対話までの流れ

#### （1）事前説明会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催します。

参加を希望される方は別紙4「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、申込期限までに次の宛先にご提出ください。

※事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

※Eメールの件名は「あじさい会館管理運営事業事前説明会（団体名）」としてください。

【日時】令和4年9月9日（金）午前10時から11時まで

【場所】相模原市役所 会議室棟 第9会議室

【申込期限】令和4年9月8日（木）午後5時まで

【宛先】相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課

Eメール：k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp

## （2）対象施設の見学（原則として申込不要）

【見学期間】令和4年8月15日（月）から9月16日（金）まで

平日の午前8時30分から午後5時までの間

【見学に当たっての条件】

- ・あじさい会館は1階管理事務室に、南分室は1階相模原市社会福祉協議会南ボランティアセンター事務室に、緑分室は2階相模原市社会福祉協議会緑ボランティアセンター事務室に声をかけてから見学してください。
- ・見学範囲は一般利用者が通常立ち入ることができる範囲までとします。ただし、ホールや展示室等の貸館部分については、一般利用者による利用申請が無い場合に限り、事務室に申出の上、立入可能とします。
- ・写真撮影は自社資料に留めることを条件に可能とします。ただし、市及び福祉団体の事務室並びに会館の管理事務室内の撮影はできません。また、来庁者や一般利用者が写真に写り込まないようにご配慮をお願いします。
- ・閉鎖している箇所等で見学したい場所がある場合、必ず事前に担当課（高齢・障害者福祉課／電話：042-769-8354（直通））と調整してください。

## （3）対話参加の申込み

別紙5「エントリーシート」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、申込期間中に次の宛先にご提出ください。

※Eメールの件名は「あじさい会館管理運営事業対話参加申込（団体名）」としてください。

【申込期間】令和4年8月15日（月）から9月16日（金）午後5時まで

【宛先】相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課

Eメール：k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp

## （4）資料提出（任意）

資料の作成・提出は求めませんが、効果的な対話を行う上で必要と考える場合は、任意様式により提案内容に関する資料をご作成いただき、Eメールに添付の上、提出期限までに次の宛先にご提出ください。

※Eメールの件名は「あじさい会館管理運営事業資料提出（団体名）」としてください。

【提出期限】対話実施日の3営業日前まで

【宛先】相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課

Eメール：k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp

## (5) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日時】令和4年10月3日（月）から10月7日（金）までの期間で、1時間程度

※対話参加の申込み後、別途調整します。

【場所】相模原市役所本庁舎内の会議室を予定しています。

【実施方法・対話内容等】「7 対話内容」をご確認ください。

## (6) その他（新型コロナウイルス感染症対策等）

- ・対話参加の申込が多数あった場合は、本調査を効率的に行うため、対話実施日や対話時間について調整させていただく場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、事前説明会、施設の見学、対話の場においては、マスクの着用をお願いするとともに、参加人数を1団体につき3名までとさせていただきます。
- ・オンラインによる対話を希望される場合は、申込時にお伝えください。

## 6 事業の概要

### (1) 対象施設

- ・相模原市立あじさい会館
- ・相模原市立あじさい会館南分室
- ・相模原市立あじさい会館緑分室

※詳細は別紙1のとおり

### (2) 施設の管理運営方法等に係る市の考え方

#### ア 設置目的及び経過

相模原市立あじさい会館は、昭和56年4月に、社会福祉の総合的な推進及び社会福祉活動の育成発展を図り、もって市民福祉の増進に資するため設置された施設です。平成17年4月には相模原市南保健福祉センター内にあじさい会館南分室を、平成24年4月には相模原市緑区合同庁舎内にあじさい会館緑分室を設置し、各区における市民の福祉活動の拠点となっています。

平成21年度から指定管理者制度により管理運営が行われています。

#### イ 現在の状況

あじさい会館の中には、ホールや展示室、研修室等の一般の利用に供する施設のほか、和室やボランティア活動室など利用者（高齢者や障害者等）や利用目的を制限している施設があります。また、市の事務室（中央生活支援課、介護保険課）があるほか、相模原市社会福祉協議会等の福祉団体の事務室等も設置されています（市による行政財産の使用許可）。

南分室及び緑分室は、いずれも市の庁舎内にある施設で、利用者を高齢者や障害者等に制限していますが、時間帯により一般の利用にも供しています。

施設の利用料金は指定管理者の収入となりますが、規則の規定により、社会福祉を推進するための事業等は利用料金が減免されます。

#### ウ 課題

あじさい会館は築40年を経過し、施設の老朽化が目立っています。また、市民の利用に供している施設の利用率が新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいるほか、今期の指定管理者の収支決算は複数年にわたり赤字となっています。さらに、市民の福祉の拠点として、市民の利用に供する施設（貸館部分）と市や福祉団体の事務室等が混在し、加えて1階の売店の運営を市内の障害者団体が運営している（市による行政財産の使用許可）ことなどから、指定管理者が自由に提案できる部分が限られています。

また、南分室及び緑分室は、市の庁舎内に設置されており、貸館部分の管理が主となることなどから、指定管理者が自由に提案できる部分が限られています。

#### エ 今後の方向性について

市民サービスの向上、施設利用者数の増加など、施設の活性化を図るためにより良い活用方法を取り入れたいと考えています。

#### オ 想定している事業手法

指定管理者制度を想定しています。

### (3) 前提条件

#### ア 指定期間

5年程度（令和6年4月1日から）

#### イ 事業スケジュール（予定）

令和4年度 サウンディング型市場調査

令和5年度 指定管理者の公募、候補団体の選考、議決、協定書の締結

令和6年度 管理開始

## 7 対話内容

主に次の項目について、自らが管理運営の主体（指定管理者）となることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、下記の「主な対話項目」に沿ってご説明、ご提案をお願いいたします。事前に資料をご提出いただいている場合は、資料等に沿ってご説明をお願いし、その後、市側から質問をさせていただく形式で対話を実施します。また、必要に応じて、対話実施後に追加対話等を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

※一部お答えいただけない項目や内容があっても構いません。

## 【主な対話項目】

対話項目	具体的な内容
1 施設の管理運営に関すること	(1) 管理運営の条件や仕様等について (2) 施設の利用率を上げるための取組について (3) 収入を上げる（支出を下げる）ための取組について (4) スペースの有効活用について (5) インターネットの活用について (6) 利用者満足度の向上のための取組について
2 地域に貢献できる事業等に関すること	(1) 地域団体や福祉団体、地元企業等との連携・協働について (2) 施設の設置目的を達成するための自主事業について
3 その他	(1) 申請に当たり懸念する事項等について (2) 周辺施設や他の福祉施設との一体的な管理運営や連携の可能性について

## 8 留意事項

### (1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、指定管理者の公募における評価の対象となりません。対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

### (2) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

### (3) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。公表に当たっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容はあらかじめ提案者に対し確認を行います。

※「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合があります。

### (4) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は同条第

2項に違反している事実がある者

## 9 参考資料

- ・別紙1 相模原市立あじさい会館の概要
- ・別紙2 相模原市立あじさい会館収支計算書（令和元年度～令和3年度）
- ・別紙3 相模原市立あじさい会館利用状況（令和元年度～令和3年度）
- ・参考資料 指定管理者募集要項等（平成30年度公募時のもの）
- ・参考資料 相模原市立市民福祉会館条例、相模原市立市民福祉会館条例施行規則

## 10 問い合わせ先

【担当課】相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課

【所在地】相模原市中央区中央2-11-15

【電話番号】042-769-8354（直通）

【Eメール】k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp